

PROJECT

3

資源としての地下水の保全

地下水は、温度が一定でその水質が良好であるため、飲み水などの生活用水をはじめ工業用水や農業用水などの水資源として広く利用されています。特に、本県では水道水の約74%を地下水で賄っており、極めて貴重な資源となっていますが、一部の地域では、地下水の汚染や冬期の地下水位低下などの障害が発生しています。

地下水汚染の未然防止

- 有害化学物質による地下水汚染を防止するため、水質汚濁防止法や公害防止条例による規制を徹底します。
- 化学物質の有害性や特性（健康影響、生態影響、分解性、蓄積性）、環境に排出された場合の動態、排出抑制対策等に関する情報を化学物質対策マニュアルとして整備し、広く情報の提供を行います。
- 事業者に対し化学物質の適正な使用・管理・処理に関する指導を徹底し、これらの化学物質の生産・流通・使用・廃棄の過程からの環境への排出を低減します。
- 地下水質の計画的な監視を行い、地下水汚染の早期発見と汚染原因の特定に努めます。

汚染地下水の浄化

- 汚染の実態に応じ、汚染者負担の原則を基本とした汚染地下水の揚水、汚染土壌の除去などの浄化対策を進めます。

地下水のかん養

- 水源地域において、複層林の造成や山地の保全、農地の保全を積極的に進め、「自然のダム」と呼ばれる森林や農地の水源かん養機能の維持・向上を促進します。
- 都市緑地の保全や透水性舗装、雨水浸透ますの設置を進め、都市地域における雨水の地下浸透を推進します。

過剰揚水の防止

- 地下水を散水しない効率的な消雪技術の開発とその普及に努め、冬季における地下水の過剰揚水を防止します。